

農業者の
みなさんへ

農作業中の死亡事故が急増中です！

全産業平均の

13倍

※令和6年農水省の発表による



事故は突然。起きる前に 労災保険

労働災害が
発生したら？

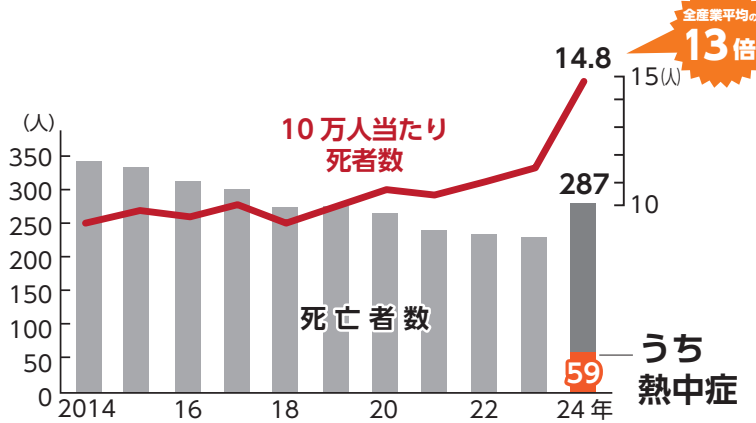
事業主の方には、労働者の方の業務上の負傷・疾病などが発生した場合、必要な治療費を負担するなどの**災害補償責任**があります。

労災保険に
加入していると

労災保険に加入している場合は、労災保険による給付が行われ、事業主は労働基準法上の補償責任を免れます（ただし、労災によって労働者が休業する際の休業1～3日目の休業補償は、労災保険から給付されないため、労働基準法で定める平均賃金の60%を事業主が直接労働者に支払う必要があります）。

見直しませんか 農作業中の安全対策

● 農作業中死亡事故者数、10万人当たり死者数



熱中症 対策方法

- ・熱中症警戒アラートの確認
- ・こまめな休憩・水分補給
- ・対策アイテムの活用



農機具事故 対策方法

- ・正しい服装での作業
- ・単独作業の回避
- ・シートベルトの着用



万が一のときも 労災保険があれば安心

労災保険の加入意義・制度

制度の概要

業務中の怪我・病気に対して、労災保険によって給付がなされる場合に、本来、事業者が労働基準法に基づき負うべき災害補償責任が免除されます。

また、労災保険では、災害補償責任に対する補償のほかにも、休業補償の上乗せ給付（特別支給金）や通勤時に怪我・病気にかかった場合（通勤災害）等の給付も行います。

そのため、労災保険は、雇用環境の向上と経営リスクの備えとして、事業主と労働者の双方を守る制度といえます。

任意加入対象者

従業員数が常時5人未満の個人事業（一定の危険・有害作業を行う事業および事業主が特別加入している場合を除く）

補償内容（例）

①農機具の下敷きとなり死亡

→遺族補償

年間約194万円 + 一時金300万円
（遺族が妻のみの場合）

葬祭料 約60万円

②作業中に熱中症となり入院（5日間）

→療養補償（医療費） 約20万円

休業補償 約1.6万円

※年齢40歳、月収30万円、年収400万円の従業員が被災したと仮定して試算

事業主の方も加入できる制度があります **特別加入**

特別加入とは、農業者本人（法人代表者、役員など）でも一定の要件を満たしていれば被保険者として労災保険に加入できる制度です。

特別加入を希望する方は、特別加入団体または労働保険事務組合に加入申請をする必要があります。JA等が特別加入団体や労働保険事務組合になっている地域もありますので、お近くの都道府県労働局にお問い合わせください。

※事業者が特別加入している場合、同事業所で雇用している従業員（パート・アルバイト含む）は加入しなければなりません。

労災保険の任意加入についてはこちら

農作業安全と労災保険：農林水産省



特別加入制度についてはこちら

農業者のための労災保険の特別加入制度：農林水産省

